

戸籍事務を電算化

平成10年3月 稼働予定

戸籍の電算化に伴い、戸籍
謄・抄本の名称や様式が次の
ように変わります。

戸籍証明の新旧対照表

変更項目	従 来 の 証 明	コンピューター導入後
名 称	戸 籍 謄 本	全部事項証明書
	戸 籍 抄 本	個人事項証明書
様 式	B4版横長 (謄本)	A4版縦長
	B5版縦長 (抄本)	
書 式	文 章 体	項目別横書き

戸籍の証明書は
こんなふうになります

今までの戸籍謄本



これからの全部事項証明書

見
か
れ
は
な
い

今までの戸籍は、「縦書き」文章体で記載されていましたが改製後は、「横書き」で各項目ごとに記載され、漢数字も算用数字になりますので、読みやすく、分かりやすい戸籍になります。
これまで使われていた戸籍は、「改製原戸籍」（電算化へ改正された原本の戸籍）として永年保存されます。
もし、「改製原戸籍」の証明が必要となった場合は、今までどおり申請することによって交付が受けられます。

※戸籍氏名の誤字について・・・

誤字については、電算化に伴い正しい表記の文字をもって入力されます。
なお、誤字を正字で記載する場合、該当する方には、事前に次のような“お知らせ”を送付します。

平成10年 月 日

〒402-0053
山梨県都留市上谷一丁目1番1号
都留太郎様
(送付番号 00000001)

山梨県都留市長
(公印省略)

お 知 ら せ

戸籍は、身分関係を登録・公証するものです。戸籍には、常用漢字、人名用漢字、その他国民一般に通用している表記で記載することになっています。
このたび、都留市では平成10年3月に戸籍事務をコンピュータにより処理することを予定しています。コンピュータ化にあたりまして、戸籍に記載する氏又は名の文字は、下記のようなこととお知らせいたします。

記

・ 戸籍筆頭者の氏の文字は以下のとおり記録します。
氏漢字 都 留

・ 名の文字は以下のとおり記録します。
名漢字 変更なし

※この取扱いは、戸籍の表記上の取扱いであって、これによって氏又は名の変更がされるものではありませんので、印鑑登録等の変更は不要となります。
この取扱いに関するお問い合わせは、平成10年 月 日までに下記の係までお尋ねください。

(問い合わせ先)
山梨県都留市役所 市民課 窓口係
電話番号 0554(43)1111 内線112・113